

社会保険等加入促進に向けた取組強化について

市内企業の育成および市内建設業の持続的な発展に必要な担い手の確保、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で公正な競争環境の構築に向け、社会保険等の未加入対策の強化を実施します。

改正内容

さいたま市では、社会保険等未加入対策として、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）未加入建設業者との一次下請契約を禁止していますが、令和2年4月1日以後に公告又は指名通知をした工事から二次以下の下請負人（下請業者）についても、社会保険等未加入業者との下請契約を原則禁止します。

【建設工事請負契約基準約款第7条の3関係】

二次以下の下請業者の社会保険等加入状況確認方法

受注者から提出された施工体制台帳、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。

二次以下の下請業者が社会保険等に参加していない場合の取扱い

- (1) 受注者から様式2-2号（以下、「理由書」という。）の提出を受けたときは、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。
- (2) 発注者が、理由書によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認める旨を様式4-2号により通知します。
- (3) 発注者が、理由書によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、及び当該未加入下請業者の保険加入を確認できる書類（様式5号）を、期日（※）を指定して提出するよう様式3-2号により通知します。
※原則30日以内とします。ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、二次下請は最大60日、三次以下の下請は最大90日に延長することができます。
- (4) 受注者は、(3)において、発注者の指定する期日までに、保険加入を確認できる書類を提出できない場合は、受注者に対し入札参加停止や工事成績評定の減点等の措置を行う場合があります。

適用日

令和2年4月3日以後に公告又は指名通知をする工事から適用します。